

# 【通所介護重要事項説明書】

<令和6年4月1日現在>

## 1 当センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 049-251-1030

担当 生活相談員

※ ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。

## 2 デイサービスふじみ苑の概要

### (1) 提供できるサービスの種類

施設名称	デイサービスセンターふじみ苑
所在地	埼玉県富士見市大字鶴馬3360番地1
介護保険指定番号	通所介護(1172900506)

※通常の事業の実施地域：富士見市、ふじみ野市（苗間）三芳町（藤久保、みよし台、竹間沢）志木市（上宗岡1～3丁目、柏町1～3丁目）  
上記地域以外の方でも御希望の方はご相談ください。

### (2) 施設の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者	介護福祉士・社会福祉主事	1		管理責任	1
生活相談員	介護福祉士	1		生活相談	1
看護職員	看護師	1	2	健康管理	3
ケアワーカー	介護職員基礎研修修了者	0	0	介護全般	9
	ホームヘルパー養成研修2級修了者	0	0		
	介護福祉士	3	5		

### (3) 同センターの設備概要

定員	通常規模型 30名
食堂兼日常生活動作訓練室	1室 192.22㎡
静養室	2床 8.16㎡
相談室	1室
浴室	一般浴槽・特別浴槽があります
送迎車	4台

### (4) 営業時間

月～金	午前8時30分～午後6時
土	午前8時30分～午後5時
定休日	日曜日・年末年始

## 3 サービス内容

- |              |                     |
|--------------|---------------------|
| (1) 送迎       | (6) 機能訓練            |
| (2) 食事       | (7) 生活相談            |
| (3) 入浴       | (8) 健康管理            |
| (4) 介護       | (9) 理美容サービス（不定期）    |
| (5) 日常生活動作訓練 | (10) レクリエーション、行事参加等 |

#### 4 サービスの利用について

##### (1) サービスの利用開始

居宅サービス計画の作成を依頼されている場合は、事前に介護支援専門員とご相談の上、ご連絡ください。職員がお伺いいたします。

通所介護計画を作成し契約を結び、サービスの提供を開始します。

なお、新規利用の方は、医療情報等の確認をさせていただいております。

##### (2) サービス利用契約の終了

###### ① 利用者のご都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスの終了を希望する1週間前までに文書でお申し出下さい。

###### ② 当センターの都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

###### ③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了いたします。

- ・ 利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定が、非該当（要支援または自立）と認定された場合
- ・ 利用者がお亡くなりになった場合

###### ④ その他

- ・ 当センターが正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者御家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによって、即座にサービスを終了することができます。
- ・ 利用者が、サービス料金の支払を3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず、14日以内に支払わない場合、利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、利用者が入院又は病気等により3ヶ月以上にわたりサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、又は利用者やご家族などが当施設や当施設の従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただいております。

#### 5 当施設のサービスの特徴等

##### (1) 運営方針

- ① 人権尊重を大切にしたい、豊かな人生の意義を感じ取れる運営を基本とします。
- ② 利用者が自立して生活できるよう、利用者の生活に総合的に関わり、利用者の個別のニーズに応じて援助し、利用者個々の意思を尊重した暖かで、ゆったりとした生活施設をめざします。
- ③ 社会の先輩である利用者・家族から率直に学び、お年寄りと同じ目線で接することのできる職員集団になることをめざします。
- ④ 地域の高齢者団体・学校・幼稚園・保育園等や各種団体、グループをはじめ、多くの市民との交流を積極的にすすめ、地域に開かれた施設をめざします。

##### (2) ケアの基本方針

- ① 排泄…尿意・便意維持・回復をめざす働きかけを基本に、自然で当たり前の排泄を大切にします
- ② 食事…おいしく、しっかり、ゆったり食べる食事を援助します。

③ 入浴…清潔維持を基本にしつつ、楽しく、心身ともにゆったりできるお風呂の時間をめざします。

④ 認知症等の問題行動対処…身体的拘束は行いません。混乱されている心を受止め、やすらぎに満ちた人間関係の形成に配慮します。

(3) サービスの質の向上のために

職員の意識向上とケアの統一を図るために定期的な会議を開催するとともに、内部研修の実施と外部研修への参加と積極的にすすめます。

#### 6 健康上の理由による中止・緊急時の対応

(1) 風邪、病気の際は、サービスの提供をお断りすることがあります。

(2) 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更はまたは中止を行うことがあります。その場合、御家族に連絡の上、適切に対応します。

(3) ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、事前の打ち合わせにより、親族、居宅介護支援事業者へ速やかに連絡いたします。また、必要に応じて速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等、必要な措置を講じます。

緊急連絡先	①	②
氏 名		
住 所		
電 話 番 号		
続 柄		
主治医		
病院又は診療所		
医 師 名		
住 所		
電 話 番 号		

サービスを中止した場合、同月内であれば、御希望の日に振り返ることができます。ただし、定員数分の予約が入っている場合は振り替えできませんのでご了承ください。

## 7 非常災害対策

事業者は、非常災害に関する計画に基づき、防火管理者をおき、次のとおり必要な訓練を行っており、また、消防上必要な設備を備えております。

災害時の対応	内部規定に基づいて対応します。
防災設備	関係官庁の指導に基づく対応をしています。
避難訓練	年1回以上実施します。
防火責任者	デイサービスセンター管理者 佐藤 俊和

## 8 賠償責任

サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼしている場合は、事業者が加入している賠償保険で賠償します。

## 9 サービス内容に関する相談・苦情

### (1) 当施設ご利用者相談・苦情担当

相談担当者	佐藤 俊和	電話 049-251-8861
第三者委員	山口 由美	連絡先：十文字学園女子大学 048-260-7696
	熊木 佐知男	連絡先：049-254-9706
	勝山 祥	連絡先：090-7190-2274

### (2) その他

当施設以外に、市町村の相談・苦情窓口でも受け付けています。

市町村名 富士見市

担 当 高齢者福祉課介護保険担当 電話 049-251-2711 (代)

市町村名 志木市

担 当 長寿応援課介護保険グループ 電話 048-473-1111 (代)

市町村名 ふじみ野市

担 当 高齢福祉課介護給付係 電話 049-261-2611 (代)

市町村名 三芳町

担 当 健康増進課介護保険担当 電話 049-258-0019 (代)

受 付 埼玉県国民健康保険団体連合会

担 当 苦情相談専用 電話 048-824-2568

## 10 第三者評価の実施状況

第三者による 評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	
なし			

## 11 当法人の概要

(1) 法人種別・名称 社会福祉法人富士見市社会福祉事業団

(2) 代表者役職・氏名 理事長 奥村 敬一

(3) 本部所在地・電話番号 富士見市大字鶴馬3360番地1

049-251-1030

